

有料職業紹介事業における手数料表、返戻金制度

ケアネットクリニカルリサーチオペレーションズ株式会社

1. 紹介手数料

① 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の50%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約が1年を超える場合は最大1年間分に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の50%

※手数料負担者は求人者とします

② 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の50%

※手数料負担者は求人者とします

2. 紹介手数料の払い戻し

a. 入社後1ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合

—受領した紹介手数料の80%を返戻する

b. 入社後3ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合

—受領した紹介手数料の50%を返戻する

以上